

No.5

基  
般

# 「気づき」を生み出す被疑者面接技法

## —無実を発見するコミュニケーション・デザイナー—

高木光太郎（青山学院大学）

### 虚偽自白に気づけない取調べ

刑事事件の捜査において無実の人が犯人と誤認され、被疑者として取調べを受けてしまうことがある。こうした取調べでは誤って被疑者とされてしまった人が、実体験のない犯行を認めてしまうことも実はそれほど珍しくない。「虚偽自白（false confession）」と呼ばれる現象である。最悪のケースでは、被疑者が犯人ではないことに取調官が「気づかず」起訴されて、裁判で有罪が確定してしまうこともある。多くの場合、誤認逮捕された被疑者は、取調べや裁判の途中で自白を撤回して身の潔白を主張するのだが、それが取調官や裁判官に受け入れられる可能性は残念ながらかなり低い。本稿では虚偽自白に「気づく」ことの難しさと、そうした「気づき」を支援する取調べのコミュニケーション・デザインについて考えてみたい。

1990年5月に発生した「足利事件」は、こうした最悪のケースの1つである。当時4歳の女兒Mちゃんが父親と来ていたパチンコ店から何者かに連れ去られ、翌日、近くの河川敷で遺体となって発見された。捜査は難航したが、およそ1年後に幼稚園バスの運転手をしていた菅家利和氏が犯人として逮捕された。逮捕の決め手は当時捜査に導入されたばかりのDNA鑑定であった。Mちゃんの衣類に付着していた体液から得られた犯人のものと思われるDNAと菅家氏のそれが「一致」したのである。早朝任意で警察に同行した菅家氏は、その日の夜になって犯行を自白し逮捕された。菅家氏は第一審の法廷でも自白を維持していたが、第6回公判で突然否

認に転じ、その後また自白に戻る。そして結審の直前に再び自白を撤回したものの、結局、無期懲役の判決が言い渡されることになる。その後、菅家氏は一貫して無実を訴え、弁護団とともに第二審および最高裁でDNA鑑定と自白の信用性を争ったが第一審の判決が覆ることはなく、2000年に有罪が確定した。だが2008年になって事件は大きく動く。新しい技術でDNA再鑑定を行った結果、犯人のDNA型と菅家氏のそれが一致していないことが判明したのである。この結果を受けて2010年3月、再審で菅家氏について無罪の判決が言い渡された。

足利事件において深刻な冤罪が発生した最大の原因は間違いなく、捜査段階で実施されたDNA鑑定の誤りであった。だが、その一方で菅家氏が任意同行後かなり早い段階で自白をしていたことも無視することはできない。彼が最初に犯行を認めた際に、取調室でどのようなことがあったのかは不明である。だが、その後の取調べでも自白を維持し、第一審公判廷でもある程度具体的に犯行内容を説明する供述をしていたことが裁判官の判断に与えた影響は大きいものと推測できる。

過去に行われたDNA鑑定の誤りを再鑑定で発見するには、鑑定の技術的な進歩を待つ必要がある。だが菅家氏の自白に関しては、早い段階でその誤りに気づくチャンスがあった。第一審開始後に行われた検察官による取調べで菅家氏がMちゃん殺害を否認していたのである。

事件が発生した栃木県足利市周辺では、Mちゃんが殺害される以前にも2件の幼女誘拐殺人事件が発生しており、どちらも未解決のままになっていた。

実は菅家氏はこれらの事件についても犯行を自白していたのである。だが信用性のある内容でなかったため、捜査を担当していた検察官が虚偽自白の可能性を疑い、Mちゃん殺害の裁判が始まった後で、この2件について改めて菅家氏から説明を聞くことにしたのである。しかし、この取調べで菅家氏は、これら2件だけではなく、すでに裁判が始まっているMちゃん殺害についても否認してしまった。そのときの様子を録音したテープが再審で証拠として提出されている。以下にその書き起こしの一部を示す(抜粋中の「検」は検察官、「被」は菅家氏をそれぞれ指す)。

### 抜粋 1

検：あのね、えー、Aちゃんとか、Bちゃんの事件ね、うーん、言われると分かるかな？  
 被：はい。  
 検：うんと、分かるね。今裁判になっているのはMちゃんの事件ね。えー、一昨年の5月の事件ね。で、その前に、Aちゃんの事件とBちゃんの事件があったわけだよ。えー、Aちゃんの事件はもう13年くらい前に、うん、もう13年経ったんだよね。で、Bちゃんの事件っていうのはもう8年前になるわけ。で、今日、あの一、僕がここへ来たのはね。  
 被：はい。  
 検：あの一、君の捜査がさ、今までね、「私がやりました」というね、調書録っているでしょ。そのことについてね、もう1回くらい聞こうかなと思ってね。本当に君がやったのかどうか、そこを聞きたいわけ。ね、僕は本当のことが知りたいわけ。本当に君がやったのか、もう一回確かめたくてね、来たわけ。だから、今までね、こういうこと言っていた、ああいうこと言っていたということにこだわらないで、今日はもう自由な気持ちで、楽な気持ちで話してもらいたい、こう思っているわけ。ね。本当にやったのなら、本当にやったということで構わない。やっていないんだったら、やっていないということで構わない。どちらでもいいんだけど。  
 被：(沈黙・19秒) 本当言うよ。  
 検：うん。  
 被：いいですか。  
 検：いいよ。  
 被：やってません。  
 検：やっていないの？ どちらも？ それとも片方だけ？  
 被：どちらもです。  
 検：どっちもやっていない。

このようなやりとりの後、菅家氏はMちゃんの事件で任意同行を求められた際の事情聴取の状況や、Mちゃんの事件が発生した際に、自分がどこで何をしていたのかといったことについて説明を始める。菅家氏は検察官が確認しようとした2件の別件ではなく、Mちゃん殺害について否認し始めたのである。このような菅家氏の突然の否認供述に対して、この日、検察官は特に反応することなく、淡々と彼の説明を聞き取っていた。

だが翌日検察官の対応は一変する。Mちゃん殺害についての菅家氏の前日の否認を受け入れない姿勢で再度取調べを行ったのである。

### 抜粋 2

検：(沈黙・約5秒) ところで前にね、君からちょっと変なこと聞いたんでね、今日来たんだけど。  
 被：はい。  
 検：(沈黙・約5秒) 今、起訴している、ね、Mちゃんの事件。  
 被：はい。  
 検：(沈黙・約5秒) あれば、君がやったことに間違いないんじゃないのかな？  
 被：違います。  
 検：ええ？  
 被：・・・違います。  
 検：違う？  
 被：はい。  
 検：ふーん。

その後、菅家氏はDNA鑑定の結果について「分からない」と疑問を述べるが、検察官の「だけど、DNA鑑定で、君とね、君の体液と一致する体液があるんだよ？」「君と同じ体液持ってる人が何人いると思ってんの？」という反論に対してまったく応答できず沈黙してしまう。さらに検察官は毛髪や血液型の鑑定結果も挙げ、犯人と菅家氏で一致が見られたことを指摘する。その後、いくつかのやりとりを経て検察官は、逮捕後に菅家氏が事件現場で犯行について説明したときのことに言及して、さらに菅家氏を追究する。

## 抜粋 3

検：で、検証したときにね。  
 被：はい。  
 検：Mちゃんの服を捨てたという場面、君が説明したでしょう？  
 被：はい。  
 検：最初はちょっと付近の様子が変わっててね。  
 被：はい。  
 検：よく分からないと言って違うところ説明したっていうけれども、後で死体がここにあったんだと教えてもらってからは。  
 被：はい。  
 検：ね。あ、じゃあ、捨てたのはここだと言って説明したでしょう？  
 被：はい。  
 検：君が説明した場所については、誰かから教えてもらったというわけじゃないよね？  
 被：え。教わってません。  
 検：その場でね、死体がここにあったと教えてもらって、それだけ教えてもらってたよね。  
 被：はい。  
 検：じゃあ、どこなんだと言って、あ、じゃあ捨てたのここですと。  
 被：はい。  
 検：説明したんだねえ。僕もそばにいたから聞いてるけども。  
 被：はい。  
 検：で、君が説明した場所というのは、そのすぐ下から、Mちゃんの衣服が発見されてるんだよ。あんな詳しい場所まで新聞には出てなかったはずなんだけど。

新たなDNA鑑定によって菅家氏の無実が明らかになっている現在の視点に立てば、検証で菅家氏が衣服の遺棄場所を言い当てることができたのは、不幸な偶然であったということになる。しかし、口下手な菅家氏はそのことをうまく検察官に伝えることができない。こうしたやりとりが続いたのち、菅家氏はついに「ごめんなさい。勘弁してください。勘弁してくださいよお」と涙声で否認を撤回する。こうして菅家氏の自白が虚偽であった可能性を捜査側が検討するチャンスが失われたのである。

## PEACE アプローチの可能性

菅家氏に対する検察官の取調べは一見すると適切なものであるように思える。DNA鑑定など客観的証拠を提示する、現場を確認した際に犯人や捜査担当者以外は知らないはずの衣類の遺棄場所を説明できたことに基づいて論理的に菅家氏の否認に疑問を呈するなど、決めつけや感情的な圧迫ではない、冷静で合理的な追求をしているようにも見えるからである。だが実際には、この取調べで検察官は菅家氏の自白が虚偽であることを発見することはできず、むしろ再度虚偽自白に陥らせるという致命的な誤りが生じてしまった。

この取調べのどこに問題があったのだろうか。以下、取調べ技法に関するいくつかの研究を参照しつつ検討していく。

## ♥ Reid テクニック

Reid テクニック<sup>1)</sup> はアメリカで開発された被疑者取調べの古典的な技法であり、現在でも広く用いられている。技法名のReidは開発者の名前からとられている。この技法は否認している被疑者に犯行を認めさせることを中心的な目的としていることから、「自白獲得型」の取調べに分類できる。Reid テクニックを用いた取調べの基本的な進め方は次のとおりである。取調べの冒頭で取調官は「被疑者が犯人である」と信じていることを明確に被疑者に伝える。これは「直接かつ明確な対立（有罪の告知）」と呼ばれる。次に取調官は「テーマの展開」を行う。これは被疑者が受け入れやすい犯行の説明を提示するもので、たとえば「君がこの事件を起こしたのは遊ぶ金ほしさではなく、家族のために仕方なかったからだね」といったものがこれにあたる。取調官が「直接かつ明確な対立」を宣言し、テーマの説明を行っている間は否認に結びつく被疑者の発言は認めない（否認への対処）。

「テーマの展開」が完了したところで被疑者に発言の機会が与えられる。だが、ここで被疑者が行う反論に対しては、可能な限りそれをテーマに回



収することが求められる（「反論の克服」）。たとえば「私がそんな毒物を用意できるわけがありません」といった被疑者の反論に対して「それはそうだからやっぱり君が自分で犯行を決めたのではなく、家族の弱みにつけ込まれて悪い仲間に毒を渡されたってことだね」などと応答することがこれにあたる。

取調官がこのような対応を繰り返していると被疑者は反論する意欲を失い取調べのコミュニケーションから撤退するような態度をとることがある。この場合は、被疑者に接近する、視線を合わせる、証拠の一部を見せる、誰にでも答えられる質問（たとえば「人は誰でも罪を犯す、そうだろう」）をする、といった方法で被疑者の注意を取調官に向けさせ、再びテーマの展開を行う（「被疑者の注意の喚起と維持」「受動的な態度への対処」）。

このような手順を経て被疑者の取調官に対する抵抗が十分に弱まったところで最後に「二者択一的な質問」の提示を行う。これはテーマから導き出される選択肢のどちらを選んでも犯行を認めることになる質問で、たとえば「君が今回の事件を起こしたのは遊ぶ金ほしさなのか、それとも家族のためなのか」といったものがこれにあたる。

このように「自白獲得型」の技法である Reid テクニックは、被疑者を自白に導くために、取調官があらかじめ設定したテーマから被疑者を逃れさせない閉塞したコミュニケーションを展開し、否認の意欲を低下させることを目指している。これは「自白しない」という被疑者の意志をターゲットにして、それを直接攻撃する「情動圧力型」の手法に分類できる。

Reid テクニックのもう1つの重要な特徴は、技法の仕掛けのなかに虚偽自白を発見するための回路が組み込まれていないという点である。取調べの開始時点で被疑者は真犯人であるとされ、それを否定する反論はコミュニケーションからすべて排除される。このため被疑者が無実である可能性に結びつく兆候の探索（「無実兆候の探索」）は一切行われない。

Reid テクニックは「情動圧力」を用いた「無実兆候の探索」を含まない「自白獲得型」の取調べ技法である。この技法は否認する真犯人を効率良く自白に導くことが可能であるという利点を持つが、誤認逮捕された被疑者の釈明を無視して「情動圧力」をかけ、かつ「無実兆候の探索」も行わないことから、虚偽自白を生み出すリスクが非常に高いという致命的な欠点を持っている。

### ♥ PEACE モデル

Reid テクニックのこのような欠点を克服し、より適切な取調べを可能にしている点で近年注目を集めているのがイギリスで開発された PEACE モデル<sup>2)</sup>である。PEACE モデルは、被疑者から自白を得ることではなく、被疑者による状況の説明を十分に聞き取り、それを録画のかたちで記録することを中心的な目的とする「情報収集型」の取調べ技法である。このため PEACE モデルでは「取調べ」ではなく「被疑者面接」という用語が用いられる。技法名の PEACE は面接手順の頭文字からとられている。

PEACE モデルを用いた被疑者面接の基本的な進め方は以下のとおりである。

挨拶や取調べの進め方などについての説明（「説明」）を終えたあと取調官は事件に対する被疑者自身の見解を述べるように求める（「引き込み」）。たとえば「あなたが○月○日○○商店に盗みに入ったという目撃証言があります。またあなたの部屋からは犯行に使われた道具と同じ型の道具が見つかっています。これについてあなたはどうか説明しますか」といった質問がこれにあたる。

その後、取調官は被疑者の説明をできるだけ多く引き出すように質問や促しを工夫しながら聞き取りを行う（「アカウント」）。被疑者の説明を十分に聞き取ったのち、あらかじめ準備しておいた証拠などを提示して被疑者の説明の問題点を指摘し、さらなる説明を求める。被疑者には証拠との矛盾だけではなく、説明内の矛盾なども指摘、それについても追加の説明を求める。

嘘をついている被疑者は、このような手順によって苦しい説明を繰り返し求められることになり、最終的には説明が破綻することが予想される。ここでは Reid テクニックのようにコミュニケーションを閉塞させることで抵抗の意欲を喪失させる「情動圧力」ではなく、情報と論理によって嘘をつく者を破綻させる「情報圧力」が用いられている。この圧力は事実と矛盾する嘘をついている者には強力な効果を発揮するが、実体験に基づいて説明をする者には圧力とならない。これによって「無実兆候の探索」も自動的に可能になるのである。

このように PEACE モデルでは、(1) 被疑者自身の釈明を徹底的に聞き取る「情報収集型」のコミュニケーションと、(2) 証拠や論理を用いた「情報圧力」とを併用することで、「無実兆候の探索」も組み込んだ、より適切な被疑者面接が実現されている。誤認逮捕や虚偽自白といった最悪のケースに「気づく」ための回路を、面接技法の中にあらかじめ組み込んでいる点と、嘘をつく被疑者への強力な圧力を同時に実現している点できわめて洗練された手法であると考えられる。

### ♥ 足利事件取調べの問題点

ここまで整理してきた2つの取調べ技法をふまえて足利事件の検察官による取調べを振り返ってみたい。検察官は証拠や論理など「情報圧力」を用いて菅家氏に釈明を求めていた。この点でこの取調べは PEACE モデルと類似した特徴を持っていたことになる。しかし同時に検察官は、菅家氏に十分な説明の機会を与えることなく、犯行を認めさせることをゴールに設定していた。すなわち「情報収集型」ではなく「自白獲得型」の構造を持っ

た取調べとなっていた。このため「情報圧力」を用いていたにもかかわらず PEACE モデルのような「無実兆候の探索」を行うことができなかった。

足利事件で菅家氏を取調べた検察官はおそらく自分なりに丁寧な方法で取調べを進めたのであろう。だがそれは残念ながら不十分であった。取調べにおける「無実兆候の探索」は、誤認逮捕、冤罪という最悪の司法事故を回避するために必要となる非常に重要なコミュニケーションの回路である。このような「気づき」を取調べ個人の努力や配慮に求めるのではなく、PEACE モデルのように取調べ手順のなかにあらかじめ組み込んでいくことが、同様の悲劇を生み出さないために必要であると考えられる。菅家氏は口下手なので、PEACE モデルの手法で自由に弁明をさせても、あまり多くを語ることはできなかったかもしれない。しかし、菅家氏自身の言葉で時間をかけて丁寧に説明をしてもらうことによって、検察官が無実に「気づく」きっかけとなる情報が得られた可能性も皆無ではなかったように思える。こうした「気づき」を支援する情報処理技術、たとえば被疑者の発言を効果的に振り返るための記録や検索の技術などにも大いに期待したい。

#### 参考文献

- 1) Inbau, F. E., Reid, J. E., Buckley, J. P. and Jayne, R. C.: Criminal Interrogation and Confessions (5th edition), Massachusetts, Jones & Bartlett Learning (2011).
- 2) 仲真紀子: 科学的根拠にもとづく取調べの高度化—司法面接の展開と PEACE モデル, 法と心理, Vol.12, No.1, pp.27-32 (2012).

(2016年12月21日受付)

高木光太郎 ■ tkg@si.aoyama.ac.jp

青山学院大学社会情報学部・教授。博士(学術)。専門は法心理学、認知心理学。東京大学大学院教育学研究科助手、東京学芸大学国際教育センター講師、准教授を経て現職。

